

[事案 22-71] 入院給付金請求

・平成 22 年 10 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

同一の疾病で再入院したところ、約款上「新たな入院」とみなされるための要件を満たしていないことを理由に、2 回目の入院給付金が支払われないことを不服として申立てがあったもの。

<申立人の主張>

急性リンパ性白血病により平成 21 年 1 月中旬より 4 月 11 日まで入院し、医療保険（平成 15 年加入）から、1 入院あたりの支払限度日数 60 日分の入院給付金を受け取った。

その後、臍帯血移植を受けるため同年 10 月 5 日～翌年 2 月 13 日まで入院したので、入院給付金を請求したところ、約款上「新たな入院」とみなされるための要件(注)に該当しないとして入院給付金が支払われなかったが、下記理由により納得できないので、以前の入院とは別に、「1 回の入院」の支払限度日数である 60 日分の入院給付金を支払って欲しい。

- ・21年9月中旬、再入院した場合の入院給付金の支払要件に関する約款の記載内容について電話で照会し説明を受けたが、その説明により「180日を経過した後に開始した入院」という文言を「(最終退院日以降再入院した場合は、再入院日に関わらず)最終退院日から180日を経過した入院については給付金が支払われるもの」と認識してしまった。
- ・当該入院は、緊急性がそれほど大きくなかったため、上記約款を正しく理解していれば入院日を 3, 4 日調整することができ、入院給付金を受け取ることは可能であった。
- ・私が、再入院の支払要件に関する約款の内容について誤解したのは、相手方会社の説明不足であり、保険会社側の落度があったものと思料する。

(注) 2 回以上の入院を場合の支払要件に関する約款記載

「被保険者が、疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を 2 回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった疾病、…(中略)が同一かまたは医学上重要な関係があると会社が認めるときは、1 回の入院とみなして第 1 項の規定を適用します。ただし、疾病入院給付金が支払われることになった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて 180 日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなします」

<保険会社の主張>

下記理由により、申立人の入院給付金の支払請求に応ずることは出来ない。

(1) 申立人は、平成 21 年 1 月 17 日以降、2 回以上の入院をしているが、いずれも入院原因は同一の疾病であるから、原則的には「1 回の入院」とみなされることになる。

ただし、申立人に疾病が支払われることになった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて 180 日を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなされるところ、そのためには当該退院日の翌日（平成 21 年 4 月 12 日）を含めて 180 日を経過する平成 21 年 10 月 9 日以後に開始された入院でなければならない。

従って、平成 21 年 10 月 5 日から開始した本件入院については「新たな入院」とみなされることはなく、原則どおり「1 回の入院」とみなされるのであり、既に支払限度日

数 60 日分の疾病入院給付金を支払っている以上、申立人に対し入院給付金を支払う義務はない。

- (2) 入院給付金の「1回の入院」の支払限度日数 60 日分の入院給付金の支払を受けているところ、同入院給付金が支払われることになった最終の入院の退院日は平成 21 年 4 月 11 日であり、180 日を超えていないため、本件入院が「新たな入院」とみなされる余地はなく、入院給付金を支払う約款上の義務は存在しない。
- (3) 約款の当該条項を読めば、「いつから入院を開始したか」が決定的に重要であることは容易に理解でき、申立人の主張するような意味に誤解をすることは通常ありえない。
- (4) 申立人が当社に照会した通話記録によると、申立人が主張するような誤解を招く説明は一切なされていないどころか、180 日を経過した後に開始した入院でなければ請求不可である旨の説明が繰り返さされており、その説明について理解できない旨の申し出等も申立人から特になされていない。

<裁定の概要>

裁定審査会では申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、下記理由により、本件申立内容は認められないことから、生命保険相談所規程第 44 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) 本件入院は、入院給付金が支払われることになった最後の入院の原因となった疾病と同一の疾病を原因とする入院であるため、原則として「1回の入院」とみなされることになり、入院給付金が支払われることはない。
また、入院給付金が支払われることになった最後の上記入院の退院日の翌日である同年 4 月 12 日から 180 日を経過する以前の入院であるため、「新たな入院」とみなされることはなく、約款上、入院給付金の支払対象となる入院には該当しない。
- (2) 保険契約に基づく給付金の請求権は、約款に規定された給付金の支払事由に該当する場合にのみ発生するものであって、申立人が、保険会社の説明不足により給付金が支払われるものと誤解したかどうかとは関係ない。
- (3) 仮に、その誤解が、保険会社の説明不足により生じたものであるとすれば、若干の慰謝料(精神的苦痛に対する損害賠償)の発生原因となる余地が全くないわけではないが、電話の通話記録の反訳文を見ても、担当者の説明は、申立人が主張するような誤解を生じさせるような内容ではない。